

国語分科会で今後取り組むべき課題に関する審議の状況（案）

文化審議会国語分科会国語課題小委員会では、今後5～10年ほどを見通しつつ、国語分科会として取り組むべき国語施策における課題について審議している。

前期においては、「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）」（令和4年3月8日）を示した。この中では、国語施策の経緯を概観しつつ、日本語を用いたコミュニケーションにおいて、現在、どのような場合に支障が生じているのかを整理した。その上で、国語分科会で今後取り組むべき課題の候補として、次の各事項を提示した。

- 1 現行の内閣告示に関するもの
 - (1) ローマ字のつづり方に関する整理
 - (2) 外来語の表記に関する検討
 - (3) 常用漢字表の在り方に関する検討
- 2 新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの
 - (1) 語彙に関する施策の検討
 - (2) 専門用語（外来語を含む）の扱いに関する指針の検討
- 3 提言等を行うことについて検討すべきもの
 - (1) 言葉のふさわしさに関する考え方の整理
 - (2) 情報化社会における言語コミュニケーションの在り方
 - (3) 国際社会における日本語の在り方に関する再整理

今期はこれまで、上記課題の候補のうち「1 現行の内閣告示に関するもの」について検討を加えてきた。（このうち、特に「ローマ字のつづり方に関する整理」は、早急に検討に着手すべき課題であると判断し、既に有識者からのヒアリングを実施（日本のローマ字社 茅島篤理事長・岩瀬順一氏、早稲田大学教授 ペート・バックハウス氏）するなど、具体的な検討を開始している。）

以下、「1 現行の内閣告示に関するもの」について、今期新たに示された意見を示した。

（1）ローマ字のつづり方に関する整理

前期の審議経過の整理における指摘

- ローマ字のつづり方に関して、現状を調査した上で整理し、今後の社会生活における活用に資するための検討を行うことが考えられる。

昭和29年に内閣告示として実施された「ローマ字のつづり方」は、日本語の表記において、漢字仮名交じり文の代わりにローマ字を用いる場合を想定したものである。つまり、母語としての国語を日常的に書き表すためのよりどころとして定められたものであった。

しかし、ローマ字によって国語を書き表す習慣は現在のところ定着していない。小学校の国語科では、内閣告示の第1表に示されたいわゆる「訓令式」のローマ字つづりを中心に学習するが、その後、一般の社会生活で国語を表記するためにこれが用いられることはほとんどないというのが実態である。ただし、訓令式のつづりは規則性が高く、日本語の音の構造を学ぶ上で有用であるといった利点がある。

一方、人名、地名、駅名、店名等を漢字や仮名と併せてローマ字でも表示することは、日常生活において定着している。その多くには、内閣告示の第2表に示されたいわゆる「ヘボン式」が用いられている。これらの表示は、主に、日本語を母語としない人に向けたものであると考えら

れる。

このように、訓令式とヘボン式の混在が見られるため、どちらを用いるべきなのか、なぜ統一されないのかといった戸惑いの声も聞かれる。また、小学校の教育課程に外国語が導入され、情報機器におけるローマ字入力の特徴も生じているなど、ラテン文字を活用する年齢が一気に下がったことで、それぞれの使い分けに混乱が生じているとの指摘もある。

まず、それぞれのローマ字つづりが、どのような場面で、どのように用いられているのかを把握するとともに、それぞれのつづり方の特徴や意義などをよく整理し、分かりやすく提示することが求められる。

ローマ字のつづり方の統一について

- ローマ字に関しては、意図的に作られた表記体系としての側面がある。幾つかの表記の形の良い点、問題点をはっきりさせ、比較、議論を進め、何かしらの統一した形に持っていくというのが重要ではないか。ウェブ上での検索などの便にも配慮すべきである。
- 現行の内閣告示は漢字仮名交じり文に代えて日本語をローマ字で書き表す場合の考え方を示すものであるが、実態に合っていない。日本語の音をどのようにラテン文字で表すのかという観点から整理し直してはどうか。
- つづり方はどの方式であれ、日本語における文字と音声との対応関係や・発音の決まりを知らなければ、日本語にかなった発音は期待できない。今後、日本語のローマ字のつづり方を何らかの形で変えていくようなことがある場合には、この点が非常に重要である。文字によって何かを示すだけでなく、音を聞かせるための媒体を併せて活用するなどしながら、書き方を示していくといった工夫が必要である。
- ふだんの生活においては、いろいろなローマ字表記を目にするが、公的なもの、例えば都道府県の名前については、ある県はヘボン式で書く、ある県は訓令式で書くとなると、問題があるのではないか。
- 一方、例えば標識などについては、日本語を理解する人は日本語だけを見て、そうでない人はローマ字しか見ないので、統一させなくとも混乱は起こらないのではないか。

いわゆる訓令式とヘボン式

- ローマ字のつづり方については、いわゆるヘボン式と訓令式の2本柱がある。現れた文字や目にする景観といった外に出ている文字を検討すると、どうしてもヘボン式の方が大事だといった議論になる。例えば日本語を母語としない人が日本語を学ぶとき、あるいは日本に来たときに、英語が事実上の国際共通語として機能しているため、それに近いヘボン式の表記の方が分かりやすいということがある。一方で、情報機器の入力においては、「チ」を「ti」と入力するように、訓令式に基づくことが多い。脳内での処理においては訓令式を用いているとも考えられる。それぞれのつづり方の性質を踏まえる必要がある。
- 「国語に関する世論調査」の結果においても、いわゆるヘボン式の方が優勢であるが、語によっては訓令式の方が多く用いられているものがある。
- 世の中全体ではヘボン式やそれに準ずるようなつづりが多く使われているが、訓令式は内閣告示として示されているほか、ISOによって国際規格になっている。公式には訓令式を用いるべきという考え方もある。例えば学術的な方面で論文などを書く際のローマ字表記については、近年、大学などにガイドラインを作っているところがある。それらを見ると、訓令式を基にして幾つか工夫を加えているという傾向が見られる。
- 言語学では、生の音声扱うレベルと、それを一段抽象化した機能単位のようなレベルと、二つに分け、音声と音素という二つの単位を立てる。ヘボン式は音声レベルに近いもので、訓令式

は音素レベルに近いものである。ヘボン式は英語における音声レベルに近いので、英語を使う人には分かりやすいということになる。

- 一方、言語学的に日本語の音声を記述するという場合には、音素レベルの表記を使う。音素レベルでは、例えばサ行の「シ」のところを「shi」とは書かず、「si」と書く。世界の人が見たときにどちらが分かりやすいかと考えると、訓令式の方が音素レベルに近いという意味でユニバーサル基準に近いとは言えるのではないか。
- ヘボン式は、英語を母語とする人には分かりやすいが、それ以外の人にとって分かりやすいとは必ずしも言えない。英語の影響力が強いために社会がヘボン式を使用するという傾向はあるが、世界全体のことを考えると一部分に過ぎないとも言える。
- 音の仕組みで考えると、訓令式の書き方はよく整理されていると言える。ただ、「シ」と「スイ」、「チ」と「ティ」とを区別して使う場合もある。外来音などが入ってきて日本語を母語とする人の発音も変わってきている。現実の発話に用いられている音を網羅するには、ヘボン式に基づいた方が良いのではないか。
- 訓令式と共にヘボン式を早い段階で学ぶことは、日本語の音韻体系について学ぶきっかけになる面がある。例えばタ行は、「タ」以降、子音をそのままに母音だけ変えると「タ、ティ、トウ、テ、ト」となる。実際には「タ、チ、ツ、テ、ト」が用いられるが、そのような観点から「chi」「tsu」というヘボン式の表記が用いられているといったことに触れることもできる。
- 一方、国語に関する世論調査の結果からは、「Tamba」よりも「Tanba」が支持されているなど、いわゆるヘボン式の規則を体系的に用いているわけではないことも伺える。
- 言語学的にどう表すのが方法として正当性や妥当性があるかという考え方と、社会に既に流布しているものがどのように使われているかというところとは、慎重に考えなければいけない。

長音記号の省略と外国語化

- ローマ字による表示において、長音記号が省略される場合が多くなっている。例えば、JR 山手線のローマ字表示においては、「Ōsaki」(大崎)、「Yūrakuchō」(有楽町)のように長音記号(マクロン)が用いられているのが普通であるが、「東京」については、長音記号を用いずに「Tokyo」と表記されている。これは、英語をはじめ、国際的に「Tokyo」という表記が定着しているからであるとも考えられる。
- 「Tokyo」のように、いわゆる訓令式又はヘボン式による日本語の表記としてのローマ字というよりは、外国語、特に英語におけるつづり方として用いられている表記がある。これらの扱いについても検討する必要がある。
- 国語に関する世論調査の結果では、長音記号を省略する書き方が若い年代でより支持されている傾向が見られる。英語風なつづりが意識されているか、音の長短が重視されなくなっているかなど、注視する必要がある。

ローマ字活用の目的

- 誰のためにローマ字を使用しているのかという視点が必要である。日本で暮らしていて日本語を母語とする人々と、海外から日本に来る人など日本語を母語としない人たちのためのローマ字とが、できれば同じ形になり、それぞれの場面で機能していくことが望ましい。いずれにしても、ローマ字のつづり方を整理するに当たっては、使用者、使用場面、使用目的などのを考慮することが必要である。

外来語の表記との関係

- 外来語をローマ字でどのように書くのか、日本語として定着しているものは日本語と同様に書くのか、あるいは英語式のつづりを使うのか、英語以外の言語に基づく外来語についてはどうするのかなど、整理が必要ではないか。
- これまでの国語施策はローマ字との関係について余り考えずに外来語だけを考えてきている。例えば「サービス」という外来語は、原音を重視して「サーヴィス」と書く場合もある。現状のローマ字表記においてはBを使うだけで、Vは使わないが、小学校で英語を習えばVというラテン文字も習うことになる。その際に、ローマ字表記においてもVを使うかどうかということが議論になり得る。
- ローマ字よりも外来語についての方が国語施策の検討の歴史がある。これまで、外来語の表記に関してどんなことが議論されてきたか、特に、音韻意識と表記との関係をよく確かめて、ローマ字の議論と関係付けていくことが重要ではないか。

学校教育との関係

- 最新の小学校学習指導要領解説（国語編）において、「ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」（昭和 29 年内閣告示）を踏まえることとなる」といった記述が加わった。「ローマ字のつづり方」が学校教育の根拠となっており、小学校におけるローマ字教育に直接影響することに留意する必要がある。
- 音声指導という側面から、ローマ字の役割と有用性を考える必要がある。平仮名と片仮名の表記では子音と母音の組合せが分かりにくいのが、ローマ字では理解しやすいという点がある。ローマ字を学ぶことは、発声において、より分析的かつ正確に発音する上で役立ち得る。音韻意識と表記については、仮名遣いなどの議論、平仮名で書く仮名遣いも含めて、特に小学校の教育に資するということを考えていく必要がある。
- 日本語をほかの言語と比較したときに、音をどう認識するかということは、言語教育上非常に重要である。かつてのように長時間にわたってローマ字を書く学習をすれば認識は深まったであろうが、現在の学習時間では十分な理解に至る前に終わってしまう。学校教育において、日本語の音を認識する機会が減ってしまっているのではないか。一方、同時期に外国語学習が始まるので、例えば英語の音声と日本語の音声あるいは音韻の認識がよく分からないままになってしまおうという問題が起こっているおそれがある。
- 国語科だけでなく、ローマ字教育を外国語・英語教育と関係付けて、どのように考えていくかも、学習指導要領の内容に関わる重要な点である。英語教育に関連しても、ローマ字を学ぶことは音素文字を学習することにつながる。音素文字を身に付ける機会としてもローマ字の学習をしっかりとやる意義がある。
- GIGA スクール構想の関係で、日本中のほぼ全ての小中学生が情報機器を貸与されている。学校教育の中で実際にそういった情報機器を活用するときのローマ字入力などの使用がどのタイミングでどのように移行していくのかなど、情報機器との関係でローマ字使用に関する整理が必要である。
- ローマ字のつづり方には複数あり、それぞれの思想があるということ、また、情報機器への入力の方法も複数あるという情報は、今後、小学生、中学生も知っておく必要があるのではないか。

情報機器との関係

- 近年、情報機器へのローマ字入力に代えて、タブレットを使ったフリック入力が用いられるようになり、増加傾向にある。このことは、デジタル教育にも関わっていく可能性がある。デジタ

ル教育で何を重視するか、あるいは今後の機器がどのように発展していくのか、そこも考えるべき問題であろう。

英語とローマ字の混用表記

- ローマ字で表記する場合に、例えば「南アルプス市」を「MINAMI-ALPS」とするように、ローマ字と共に用いられる外来語に、原語の表記が用いられることがある。このような場合について、実態を踏まえた上でガイドラインのようなものを作れるとよい。

どのような調査が必要か

- 小学校では、ローマ字のつづり方の第1表、第2表をどちらも教えているということだと思われるが、教え方が違っている場合もあるのではないかと。第一に考えるべきこととして、いわゆるヘボン式と訓令式、あるいは日本式のそれぞれについて、どのような生活の場面ではどの方式が多く使われているのか、ヘボン式が圧倒的に多いとも思われるが本当にそうなのか、といった点について調査すべきである。その際には、調査対象とするものの優先順位と生活領域を決めてサンプリングし、統計的に結果を表していくということが必要である。それが一番混乱をもたらさない早道ではないか。
- 例えば「豆腐」といった言葉が英語の辞書などでどう表記されているか、つまり、日本語のうち、海外に出て行って世界的に普及したもの（外交語とも。）がどのようにつづられているかということは、ヘボン式を考える場合に重要であり調査の対象となる。
- ローマ字入力においては訓令式を使うことが多い。訓令式に関しては内面の調査が有効であると考えられる。日本の国内で特に日本語を母語とする人の頭の中を可視化する調査が大事になってくる。

(2) 外来語の表記に関する検討

前期の審議経過の整理における指摘

- 外来語の表記に関して、現状を調査した上で整理し直し、今後の社会生活における活用に資するための検討を行うことが考えられる。

平成3年に「外来語の表記」が内閣告示として実施されて以降も、外来語は、増加の一途をたどっている。特に、外国の固有名詞、人名、地名などを表記する機会が多く、そのうちには、欧米以外からのものも多い。今まではよく知られていなかった国の言葉が日本語に入ってきたときに、どのように日本語の仮名で書き表すかという基準について「外来語の表記」によるだけでは、現在のところ明確でないところがある。そして、漢語であっても、日本には元々なかった語（例：韓流、董事長、総経理）が入ってきたときに、それをどのように扱うかといった課題もある。

また、外来語の表記の揺れ（例：パーティーション／パーティション）、微妙な使い分け（例：プラットフォーム／プラットフォーム）などについては、特に、外国語として日本語を学ぶ人にとって分かりにくいものとなっている。「やさしい日本語」といった観点で考えた場合にも、外来語の表記の揺れは問題となる。

一方、外来語をどのように片仮名で表記し発音するかについては、国が示してきたよりどころである「外来語の表記」に基づきながら、分野ごと当事者ごとに統一されればよいという考え方もある。実際、民間において、内閣告示によりながら、独自の基準によって語例集を作成するといった取組も見られ成果を上げている。

内閣告示は、第1表と第2表を掲げている。一般的には第1表を用い、原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合には第2表を用いることとされ、特別な音の書き表し方につい

ては、自由とされている。したがって、従来の国語施策は、外来語のそれぞれについて一定の書き表し方の目安を定めようとするものではない。各外来語について表記の基準を示したり、語の表記に関するリストを作成したりすることについては、慎重な検討が必要となる。

なお、外来語として日本語に定着したものの中には、各国における発音とかけ離れた表記が用いられる場合もある。日本語としての通りの良さが尊重されるべきであるが、それとともに外国語教育との関係についても配慮が必要である。

内閣告示等の及ぶ範囲、効力

- 「外来語の表記」や、それ以前のもろもろの報告等を見ても、どの範囲までの表記の目安あるいは指針なのかということがはっきりしていない。常用漢字表等の場合、及ぶ範囲がある程度ははっきりしているが、外来語の表記に関しては、その辺りが明確でない。表記の揺れとも関わる話ではないか。
- 今後、外国語を片仮名あるいはほかの文字に置き換えていくに当たって、ある程度のよりどころが必要だということもあろう。その際の目安ないし指針が必要だとして、それがどの範囲までを想定したものなのか、あるいはどの程度の縛りを掛けるものなのかも含めて明確にすべきところではないか。

「外来語」の捉え方

- 平成期に外来語が非常に増えており、外来語か外国語かの区別は難しくなっている。語彙的に日本語になっているかどうかを判別するといったことまで考えるのではなく、外国語起源のものを片仮名で表記する場合は取りあえず検討の対象にした方が、広く問題が扱えるのではないか。
- 小学校で学習する英語に出てくるような語については、外来語であるか外国語であるかにかかわらず、日本語の片仮名で音をどう表記するかというところを考える必要がある。この点からも、外来語と外国語との区別は緩く考えて検討を始めるのがよい。

表記の揺れ

- 外来語の表記の揺れのうち、長音表記が課題となる。エ段の長音が特に問題である。例えばスポーツのバレーと踊りのバレエの表記は異なる。また、化粧、メイクアップのメイクというのも長音でメイクとは書かないことがほとんどである。さらに、「速い」のファストと「第1」のファーストの問題もある。「速い」の方に長音記号を書かない場合を見ることがあるが、これは、たまたま日本語の中では表記が衝突してしまうため使い分けしていると考えられる。このような長音表記の有無のような問題も調査できるとよい。
- 表記の揺れに関しては、表現の自由ということがあるので、国が統一すべき問題ではない。家電等のメーカー各社で統一しようとする取組があるように、民間がそうするのは全くかまわないが、国が基準を作って、こうすべきであるといったことはしない方がいい。
- 揺れに関して、どの程度、又本当に混乱が生じているのかという問題がある。それぞれの単語ごとに、かなりの違いがあり得る。個別のものに関して慎重に調査をしていくべきで、全て一つの表記に統一するといったことをするのはいかがかと思われる。
- 行政上の文書など、表記を統一すべきところもある。しかし、一般においては、トラブルがなく、誤解されず意味が通じるのであれば、揺れというよりも幅と考えて認めていってはどうか。
- 外来語にしても外国語にしても、日本国内でどれだけみんなが分かってくれるかということが大事である。ある程度原則は作っても、取決めは行わず自由にし、日本語としての分かりや

すきを優先すべきである。原語の発音に近い表記というのは、感覚によって異なるのではないか。工夫して片仮名に置き換えたところで、原語の発音に近いものになるとは限らない。日本語として分かりやすいもの、日本人が発音しやすいもの、目で見ても認知しやすいものを原則とするという、今までの考え方でいいのではないか。

- 表現・表記の幅はもちろん必要であるが、国語教育の現場や日本語教育の現場においては、基準となるもの、ルールが必要である。その上で、慣用的に、あるいは個人のいろいろな関心によって幅があるといったことを示すのを基本的な考え方とすべきではないか。例えば片仮名語における「・」の使い方には、はっきりしたルールがない。漢字であれば文字の表語性から意味がイメージできるが、片仮名はどこで切れるかが分からないとパーツの意味が取りにくいという問題がある。外来語が片仮名で書かれたときに意味が通じるかどうかの問題であり、意味が伝わらなければ言葉として機能しない。その辺りから考える必要がある。
- 教育の現場で困らないように、ある程度のルールを作っていくためには、外来語の表記の仕方についてどういう形で使われることが多いのか、あるいはどのような形が分かりやすいのかなどに関しての調査が必要である。二重母音の問題なども調査しておきたい。

漢字圏の地名・人名に関する慣用

- 中華料理などの用語に関しては、最近、改訂された報道のための記者ハンドブックでは、例えば漢字で「小籠包」としていて、片仮名で「ショーロンポー」と書くような慣用のものがほぼない。社会一般において漢字で書いているのに倣ってそのようにしている。この場合は、漢字で書いてルビを振るしかなく、実際そうすることが多い。こういった漢字の外来語をどう表記するかといった指針が盛り込まれると便利である。
- 外国の人名、例えば中国の習近平国家主席の場合は日本の漢字の読み方で読んでいるが、韓国の尹錫悦大統領の場合には韓国の読み方で読んでいる。同じ漢字圏でも、ベトナムのホー・チミンなどは現地の言葉を片仮名で書く。学校においても、漢字圏からの留学生の姓名をどのように読み表記するかが問題となる場合がある。漢字圏の外国人名等の扱いは難しく、統一することはできないとしても、広い意味での外来語に含まれる課題として検討の対象にできるのではないか。
- 外国語の表記、特に地名や人名をどのように表記するか、どう読むかというのは、対象国の意向も影響したと聞いている。中国の人の場合には日本の漢字の読み方で、韓国・北朝鮮の人の場合には原音に近い音になっており、それぞれの国の意向に基づいている。日本と比較的関わりの強い国、近隣諸国などに関しては、そういった確認も必要になるかとも思われる。
- 相互主義の観点から、中国については互いに自国の読み方、韓国については互いに相手の国の読み方を用いるという慣用がある。韓国とのルールについては、韓国側から要望があったものと記憶している。
- 例えば新聞によって、外国の要人の名前など、日本読みをしているところもあれば、その国の読みに近い音を当ててルビを振っているところもあるなど、表記が違うということも起きている。

外来語の表記とローマ字、外国語との関係

- 外来語の表記とローマ字との関係も重要である。これまでの国語施策はローマ字との関係について余り考えずに外来語だけを考えてきている。例えば「サービス」という外来語は、原音を重視して「サーヴィス」と書く場合もある。現状のローマ字表記においてはbを使うだけで、vは使わないが、小学校で英語を習えばvというラテン文字も習うことになる。その際に、ローマ字表記においてもvを使うかどうかということが議論になり得る。ローマ字を学ぶ

ときには音韻のことも子供に教える機会となる。ローマ字について検討するに当たっては、音の意識の教育などと関係付けるようなことも考えていかなければならない。

- 外来語の表記はローマ字の表記と密接な関係がある。指針を出すまで行かなくても、ローマ字について実際の検討を進めるときに、併せて外来語のことも検討ができるといい。国語の音韻の教育で重要なものについて、例えば、五十音図のことを小中学校の国語の先生がどれくらいしっかり指導しているかも気になる。
- 例えば、日本語における「阪神タイガース」は、英語では「タイガーズ」になる。同様に「シングス」は「シングズ」となる。日本語として、発音しにくいとか、聞き取りづらいとかいったことが、外来語の分かりにくさと関係している場合があるのではないか。
- 日本語の中で使われている言葉の中に、いわゆるアルファベットを使わないと分かりにくい言葉がある。例えば「Tシャツ」を全部片仮名で書くと、見て瞬間的に認知しにくい。同様にMサイズ・Lサイズ、Kポップなどを全部片仮名で書くと、一瞬何を指しているのかが分かりにくいことがある。ローマ字・ラテン文字と片仮名を組み合わせたような外来語が、調査するといろいろ出てくるのではないか。

外来語の増加との関係

- 新たに入ってくる外国の言葉を日本語の中で使うことに関しては、残念ながら抑制できないのではないか。これからも外来語が更に増加していくことを前提として、その表記をどうするのかという立場に立つ方が現実的である。外国の言葉や外国語による概念の方が新しいとか、それを日本に入れようとする場合には日本語に直すよりもそのまま使った方が格好いいとかいう心性があるのではないか。
- 文字を見たときに、日本語のように漢字が並んでいる言葉だと、何となく文章が堅苦しく見えるというのが感覚的にあるのではないか。そこに片仮名表記が入っていることで、その文章が軽やかに見える、または先端的に見えてくるというような感覚がある。
- 外来語の氾濫について言えば、奈良時代の昔から役人が外来語を多用しており、それが今、漢語として日本語の一部になっているといった指摘もある。国家公務員などに対して、むやみに外来語を使うべきではないという提案もできるのではないか。

表記と実際の発音・読み方の問題

- 外来語の表記と実際の読み方の問題についても疑問がある。例えば、「ヴ」は原音に近いとされている。しかし、「ヅ」とある場合にも、英語のように下唇をかんで発音しているわけではない。これは何のための使い分けなのだろうと疑問に感じるところがある。二重母音のウエはエを小書きするが、実際の発音では、例えば「待て（ウエイト=Wait）」と3回言えば、ウが消えてエの方が大きくなる。それでも原音に近い表記と言えるのかどうか。もし原音に近くするのだったら、ウを小さくエを大きくするのが正しいのではないかといったことも考える。表記と言いつつ、原音に近いという音との関係などについても整理できたらいい。

(3) 常用漢字表の在り方に関する検討

前期の審議経過の整理における指摘

- これからの国語において、漢字がどのように用いられていくかを踏まえつつ、将来の常用漢字表の在り方について検討することが考えられる。

常用漢字表が改定されてから10年余が経過した。平成22年の改定は、情報機器によって文書作成される時代になったことを前提として行われたが、表内の漢字が増加したことによって、学校教育においても、児童生徒の負担となっているおそれがあることが指摘されている。現在、常用漢字表が果たしている役割を改めて確認するためにも、社会における定着度を測るとともに、児童生徒を中心に、その理解度を調査することなどが必要となっている。

検討に当たっては、常用漢字表の複層化、例えば、手で書けるようになるべき漢字／情報機器で適切に選択し活用できればよい漢字といった分類を示すことや、常用漢字のうちに、より基礎的な漢字を選んだ集合を更に定めることなどが考えられる。なお、こういった工夫は、日本語を母語としない人々が日本語を学ぶ際にも有効となることが期待される。

また、常用漢字で書けるが、一般に仮名表記の方が定着していると考えられるもの（例：うっとうしい（鬱陶しい）、ひきこもり（引き籠もり））や、多くの人にとって身近な漢字、読める漢字であっても、常用漢字表にないもの（音訓も含む。）がある。それらをどのように扱うべきかを含め、漢字使用の実態を調査し、単漢字の集合としてではなく、語をどのように表記するのかという観点から、常用漢字表を見直すことが考えられる。

漢字の使用状況に関する調査

- 書籍等における漢字出現頻度の調査（「漢字出現頻度数調査（4）」令和4年2月）からは、現段階で直ちに漢字表の改定をすべきであるといったような状況があるとは判断できない。
- 一方で、常用漢字表に採用されている漢字の社会における使用状況については、平成22年に追加又は削除された字種を中心に、今後とも注視し更によく分析する必要がある。その際には、調査に用いる資料の在り方についても検討することが望ましい。

字体についての考え方

- 国語施策は、日本語を扱う人が、どこでも、誰でも、きちんと自分の伝えたいことを伝えて、そして、相手の理解することが理解できるという、そういう基本的な伝え合いができるという社会環境を整えるということが第一の仕事であり、そのような観点から漢字の字体についても目安が示されてきた。
- 「漢字出現頻度数調査（4）」においては、常用漢字表の通用字体や表外漢字字体表（平成12年国語審議会答申）の印刷標準字体とは異なる字体の使用が広がっている字種が散見される。
- 多様な字体・字形に対応していかなければいけないとなれば、非漢字圏の人が日本に来て漢字を学ぶ場合や子供の学習における負担が大きくなる。基本は平易で分かりやすく、きちんと伝え合いができるようにするという方向で検討すべきである。

特に、行政などによる公文書など、広く一般に伝達すべき事柄については、受け手が混乱しないように、使用する字体を決めておく必要がある。また、例えば人名の戸籍や出生届などにどこまで異字体を認めるかというようなことは、引き続き国の問題として考えるべきである。

- 一方、JISコードやユニコード等が存在し普及している以上、個々人がそれらを使用することを制限すべきではない。特に小説など芸術の分野では、字体についても書き手の意思が尊重されるべきであり、常用漢字表の考え方で統一しなければいけないというものではない。
- また、情報機器の在り方に制限される、あるいは効率化を志向する産業の基準や方針に引っ張られる形で字体選択の自由が制限される事態は避けるべきである。